

✿ 主な学校伝染病一覧表 ✿

下記の一覧表にあげた病気は、『学校伝染病』といわれ、例え軽症でも登校できません。かかったら学校に届けを出し、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。これは、法律で定められた『出席停止』で、欠席扱いにはなりません。



第1種学校伝染病 ○治癒まで出席停止とする

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフスの11種については、治癒するまで出席停止とする。



第2種学校伝染病 学童によく起こる伝染病。診断がついたら学校へ速やかに連絡する。

インフルエンザ

百日咳

麻疹(はしか)

風疹(三日ばしか)

流行性耳下腺炎

水痘(水ぼうそう)

咽頭結膜炎(プール熱)

結核



・熱が下がって2日を経過するまで

・特有の咳が出なくなるまで

・熱が下がって3日を経過するまで

・発疹が消えるまで

・耳下腺の腫れがおさまるまで

・全ての発疹がかさぶたになるまで

・主な症状がなくなって2日を経過するまで

・症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで



第3種学校伝染病 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、流行性角結膜炎(プール病)、伝染性膿痂疹(とびひ)、急性出血性結膜炎(アポ口病)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)